

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第一章 農業情勢の転換と農民戦線の分裂

## 第五節 税金闘争

一、所得税の課徴と「納税民主化」運動 四七年夏に賦課された乙種事業所得税は、農産物ヤミ売りによる「農村インフレ景気」を吹き払う最初の税金旋風であり、その後四七年度より乙種事業所得税は廃止され一般所得税に一元化され、また納税方式も「民主化」されて申告納税制に変わったが、税金の重圧は決して緩和されるどころか四七、四八年と年の進むにつれてますます過重となり、いまや戦前の小作料に代って税金がその他の農民負担とともに、農民収奪の主要な形態となって現われて来た。四七年度の農民負担がいかに大巾に増加したかは次の統計を見てもわかる(第207表「農家の公租公課負担の推移」)。すなわち四七年においては、農家所得一〇〇に対し公租公課は三六を占め、その内で国税(所得税)は六五・四をしめている。しかもこの農民課税は絶対的に過重であるのみならず、単作地帯と二毛作地帯、畑作地帯と酪農等の商業的農業地帯によって負担はいちじるしく公平を欠いている。しかし一般的に言って米の供出を中心として収奪されつつある単作地帯農村は税負担をとくに重く受けることになる。また同一農村においても、かくし田を比較的多く持つ中位、上位の、農家に軽く、小貧農に重いという傾向がある、

四七年度の「税金旋風」に対し、農民組織は全国的に闘争を展開し、あるいは税務署に対し大衆行動をもって税の減額を交渉し、あるいは大蔵省その他と納税制度そのものについて農民の要求を提出する等各種の運動形態をとったのであるが、概して四七年度においては「農業生産を破壊する農民課税反対」の闘争を中心とし、四八年度に入ると「科学的資料に基く自主的納税への運動」に発展し、これは一部の前進的な村々においてはかくし田摘発や地力調査等の土地闘争と結びつき、また農家経済収支記帳による税務当局との交渉、団体交渉権の獲得を含むものであった。四七年においては農民大会の減税決議をもって縣庁、税務署に大衆示威行進と団体交渉が各地に行われ、そしてその効果も二割、三割の減税をたたかいとってかなり華々しいものがあつたが、四八年に入ると政府当局の強硬方針によって大衆行動否定の方向にすすみ、農民代表による団交から個別交渉が多くなり(四九年に入ると吉田内閣は「税法犯取締り」によって弾圧手段をとるに至る)華々しい大衆動員は少なくなった。これは一つには前記政府の態度と、農民側における科学的資料にもとづく交渉戦術への転換によるものであろうが、また他方において農民指導者の一部におけるボス化、かつての農民組合幹部が村長や農地委員会や協同組合の幹部となってボス化し逆に農民の要求をおさえるという傾向が生じ、そのボスを通じて官僚との妥協的取引が行われるという改良主義的方法が、かなり強くなって来たことにもよるのである。この点は、ひとり税金闘争にかぎらず供出その他の闘争においても同様であり、やがてこれは四九年に入ると農民闘争の一般的沈滞の一原因となることは後述のとおりである。

二、日農の税闘争方針 さてこの過重な税金に対して農民組織はいかにたたかったか。日農本部は四七年の税闘争に関する根本態度をつぎのように規定し、運動方針を明にした。

「直接税としての所得税に至っては昨年夏の課税の不当にも増して言語に絶するものがある。即ち主要なる財源であるべき特種の第三国人大企業ヤミ利得、軍需利得等に対しては極めて協力的且つ無力であり、力の弱い勤労大衆及農民に対しては苛酷であるというよりは

封建的な権力によって取り立てようとしている。……今次の課税が極めて秘密裡に決定し、それが天下り的に課せられているので課税の基礎に何ら具体的な科学性がないのである。……我々はできる限り科学的な資料を作成して各支部を通じ県自体の問題とする。更に労働組合及その他の民主的な諸団体との提携のもとに「所得税査定委員会」を設ける。一現在の不当なる課税制度そのものを改変して大衆課税減免の方向に努力すべきである」(日農本部通達四五号)

この本部方針は各地において納税民主化運動として展開され、宮城、秋田、新潟、富山、長野、神奈川、東京、埼玉、福島、岡山、広島、福井等の農村において延百数十万にのぼる農民動員が行われその結果平均して二〇―三〇%の「下駄ばき課税」が廃された。

四八年に入ると、農地改革の一段落とともに低調におち入りかけた農民闘争も、税の重圧に耐えかねた農民の抵抗となってふたたび活発化し、社会党、共産党をはじめ議会内外における政治闘争とともに日農、全農等各種農民団体は、全国代表者会議に結集して対政府闘争を行った。それは直接には四八年度納税の民主化と軽減を目標とするもので、日農本部は四八年七月二三日通達七五号の中で、一般の方針をつぎのように決定した。

#### 日農本部の税金闘争方針

(前略)二三年度国民所得に対する租税負担は前年の約二〇%より二三%、国民一人当りの負担額は約二、六〇〇円より本年度約五、四〇〇円と推定され、約二倍の負担となります。従って本年度における農民課税問題は土地使用税、地租引上げの創設などとも相まって耕作農民の一層の負担となることは明白で、しかも政府が『国税犯取締法』の如き弾圧法の制定を準備しつつあるにおいては昨二二年より一層準備された組織的な対策が要求されるのであります」

この方針のもとに、一、改正税制の正体をバクロしそれが一般農民の負担軽減にならぬことを明かにし、二、所得申告に際しての経営費調査方法様式等につき団体交渉を目ざして準備すること、三、農民の所得調査、四、全財労組との提携による悪税反対闘争の組織等につき具体的にその戦術を決定した。

かくしてまず全国各地で納税申告に関する啓蒙活動が行われ、また各県ブロック毎に「農民課税対策協議会」が設置され「税務委員会」に日農代表を参加せしめる等の準備活動がなされた。とくに日農岡山県連合会を中心とした中国五県の税金対策委員会は大規模にこの税闘争を展開し、また新潟県では日農県連の作成した申告用紙と生産費調査に記帳する農家は数万戸に上り、自主申告の準備をととのえた。山形県庄内地方協議会の生産費調査、宮城、鳥取、長野、富山等各県の不当課税反対闘争等、四八年末より次第に税闘争が本格的昂揚期に入ったことを示したのである(また全国農代会議は各村農民大会の要求を盛りあげ、対政府交渉を行って部分的成果をうることに成功したが、この点については「全国農民大会の開催」の項参照)。

三、農業事業税撤回と土地使用税地租小作料引上反対闘争 四八年度のぼう大な財政収入の財源として政府は所得税の外に土地使用税(農業事業税)の新設計画を極秘裡にすすめてきたが、日農はこれに対し直ちに「土地使用税創設断乎反対」の声明を出し、同時に各農村において即時撤廃の署名運動が展開された。社会党、共産党はじめ各農業、農民団体も一致してこれが廃止のため議会内外の猛烈な反対運動を行い、ついに主食に関する限り、農業事業税は撤回されることとなった。

さらに超過供出奨励金に対する課税に対しても農民の供出意欲を阻害する悪税として反対の運動が展開され、日農本部は農復会議傘下の各団体と共同で数回にわたりこれが廃止の要請を行い、地方においてもとくに新潟、富山、秋田の単作地帯においては下からの強力な闘争が行われたが、具体的な成果はなかった。

また農地改革逆転の反動的試みの一つとして、地租、小作料引上げの策動が地主勢力と結びつく農林官僚の間につずけられ、吉田内閣の成立後、公然と新聞紙上にも報ぜられるに至ったが、かかる動きに対しても、各政党、農民組合の強い反対の意思が表明せられたのである(第二章土地闘争の項参照)

#### 四、主要な税金闘争の事例

##### ○佐賀県三養基郡

戦前の全農福佐連合会の戦闘的な伝統をつぐ、日農三養基支部(組合員三、五〇〇人)は、四七年度所得税の更正決定による増徴額四千万円に対する組合員の不満を組織し、四八年五月より広汎な税金闘争を準備した。組合員の異議申立件数は三千件、三、五〇〇万円におよび、ほかに神崎郡東松浦郡における日農支部も税金闘争に起ちあがった。税務署の課税標準田一反当り四、〇一〇円に対し、日農は独自の経営調査にもとずき二、三〇〇円を提示し、農家の申告の基準とした。かくてまず各町村単位に日農支部は税務署と数回にわたり交渉し、一、課税標準を示すこと。二、審査請求中には督促状を出さぬこと。差押えはせぬこと。三、団体交渉権をみとめること等の要求をなし、要求の通るまで納税はしないことに申合わした。また全財労組と協力して公文書偽造をなした税務署長の追放運動を起して成功した。

##### ○茨城県

四八年三月の所得税更正通知は申告者の七〇%約四万戸に対し発せられたが、日農(常東同盟)は水戸、麻布に臨時出張所を設け、麻布では三月一三日五〇〇名の農民大会で、

イ、税務署の新館を常東本部臨時出張所に借受けたい

ロ、常東本部員支部員を審査に立会わせよ

ハ、不法更正は即決で訂正されたい

の要求を決定し署長に承認せしめた。

その後大衆動員、生産費計算と税額決定等あらゆる手段で税務当局と交渉し、時には税務署職員と共同闘争態勢を作りたたかった。その結果たとえば白鳥村では二百戸分百五十万円の減額に成功し、麻布では五千名の農民が税金闘争に加わり、総額二、五〇〇万円の減額要求を通した。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---